イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(第5期) 新旧対照表

新	旧
イノシシ第二種特定鳥獣管理計画	イノシシ第二種特定鳥獣管理計画
第 5 期計画	第 5 期計画
(変更)	
令和 <mark>5</mark> 年 月	令和 4 年 4 月
香川県	香川県
9. 管理目標を達成するための方策 施策の3本柱を「個体群管理」、「被害対策」、「生息環境管理」とし、各地域の被害実態に合わせ、3つの施策を効果的に組み合わせて実行する。 (1) 個体群管理	9. 管理目標を達成するための方策 施策の3本柱を「個体群管理」、「被害対策」、「生息環境管理」とし、各地域の被害実態に合 わせ、3つの施策を効果的に組み合わせて実行する。 (1) 個体群管理
①狩猟 狩猟期間中の捕獲を促進するため、次の規制緩和を継続する。 ア 狩猟期間の延長(環境大臣が定める狩猟期間である 11 月 15 日から 2 月 15 日までを、 11 月 15 日から 3 月 31 日まで(令和 4 年度までは「3 月 15 日まで」)とする) イ 禁止猟法の一部解除(輪の直径が 12 cmを超える足くくりわなの制限解除) ウ 休猟区における特例制度の活用	①狩猟 狩猟期間中の捕獲を促進するため、次の規制緩和を継続する。 ア 狩猟期間の延長(環境大臣が定める狩猟期間である 11 月 15 日から 2 月 15 日までを、 11 月 15 日から 3 月 15 日までとする) イ 禁止猟法の一部解除(輪の直径が 12 cmを超える足くくりわなの制限解除) ウ 休猟区における特例制度の活用